

提言 ふるさと納税の使途事業について

提言の背景・趣旨

ふるさと納税の法源は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 に規定する寄附金税額控除にある。これは、平成 20 年 4 月 30 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 21 号）による。

総務省では、ふるさと納税の意義について、

納税者が寄附先を選択する制度で、その使われ方を考えるきっかけとなる制度である。生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域や応援したい地域の力になれる制度である。

自治体が国民に取組をアピールすることで、地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながる制度である。

以上の三つを掲げたうえで、さらに自治体は納税者の志に応えられる施策の向上を、納税者は地方行政への関心と参加意識を高める、いわば自治体と納税者の両者が共に高め合う関係を築いていく、とホームページに登載している。

西川町（以下「町」という。）では、平成 20 年 6 月 18 日に西川町ふるさとづくり寄附条例（平成 20 年 6 月条例第 18 号）を公布し、寄附金を受ける事業分野及び基金の設置など寄附金の受入や具体的な手順について規定した。

以来、平成 28 年度までの 9 年間の寄附状況は、次のとおりである。

年度	件数 （件）	使途指定分野別寄附金額（円）				利子 （円）	合計 （円）
		特色ある まちづくり	都市と地方 の格差解消	その他	計		
H20	25	1,055,360	854,000	1,239,000	3,148,360	912	3,149,272
H21	23	894,000	605,000	870,000	2,369,000	1,387	2,370,387
H22	18	775,000	235,000	955,000	1,965,000	3,267	1,968,267
H23	29	1,114,740	260,000	890,000	2,264,740	1,995	2,266,735
H24	17	55,680	90,000	1,630,000	1,775,680	1,984	1,777,664
H25	22	597,550	50,000	1,070,000	1,717,550	2,254	1,719,804
H26	85	5,994,000	123,000	1,513,000	7,630,000	2,147	7,632,147
H27	4,211	27,912,000	10,527,000	23,969,000	62,408,000	7,366	62,415,366
H28	4,403	34,593,200	11,590,000	29,092,890	75,276,090	38,543	75,314,633
合計	8,833	72,991,530	24,334,000	61,228,890	158,554,420	59,855	158,614,275

町では、納税者への特産返礼品の充実・特色化や、平成 27 年 6 月から「ふるさとチョイス」サイトを活用したクレジットカードによる電子決済も可能とするなど、寄附金の増額を図ってきた。その結果、平成 28 年度末では、寄附金及び利子の総額が 1 億 5,861 万 4 千

円となっており、さらに 29 年 10 月末では約 2 億 3,100 万円に上っている。

また、寄附金を財源に充てた事業は、次のとおりである。

使途指定分野	年度	事業名	基金充当額（円）
特色あるまちづくり	H26	志田周子の生涯を銀幕に甦らせる会補助事業	5,000,000
		計	5,000,000
	H28	高齢者世帯等除雪支援事業	1,500,000
		子育て支援医療給付事業	10,000,000
		西川町子育て応援事業	4,300,000
		西川四季まつり事業	9,200,000
	計	25,000,000	
計	30,000,000		
都市と地方の格差解消	H28	小学校教育振興に要する経費	3,000,000
		生涯学習鑑賞事業	2,000,000
		計	5,000,000
その他	H28	総合がん健診事業	20,000,000
		計	20,000,000
合 計			55,000,000

したがって、平成 28 年度末の基金残高は 103,614,275 円となっており、29 年 10 月末では約 1 億 7,600 万円に上っている。

ふるさと納税については、自治体が返礼品に地場の特産品を採用することで低迷する地域経済の活性化につながる、などの賛成意見がある反面、返礼品競争の過熱でネットショッピングの色彩が強いのではないかと、根本的な地方活性化や地方間格差を是正するための対策になっていないのではないかと、などの反対意見もある。町としては、町税収入が減少しているなかで、まちづくりや都市と地方の格差解消などの事業を実施していく財源確保のために恩恵のある制度である。

しかし、町がこれまで財源に充てた事業については、他の自治体でも実施しているような事業や、通常一般財源で実施しているような事業も見受けられる。ふるさと納税の意義として総務省が掲げる納税者の志に応えられる施策の向上を図り、納税者の地方行政への関心と参加意識を高めていくためにも、他の自治体が発行していない町独自事業の財源として充てていく必要がある。

提言内容

西川町議会では本年度、行政評価（事務事業評価）の対象事業として、ふるさと納税対策事業を選定し、評価を行った。ふるさと納税対策事業については、平成 20 年度から実施し、本年度で 10 年目を迎えており、町でも事務事業評価を行い、検証することが必要であると考えます。

町では、平成 28 年度において、西川町ふるさとづくり寄附条例に基づき、特色あるまちづくりとして「高齢者世帯等除雪支援事業」「子育て支援医療給付事業」「西川町子育て応援事業」、さらに、その他として「総合がん健診事業」について寄附金を財源に充てているが、これらの事業については、一般財源で実施していくことが妥当である。

そのうえで、寄附金を財源に次の事業を実施し、納税者の地方行政への関心と参加意識を高めていくことを提言する。

月山湖（寒河江ダム）花火大会の復活

山形県内の各地で花火大会が実施されているが、以前、月山湖で実施されていた花火大会は 7 月下旬に県内トップバッターの花火大会として多くの来場者で賑わった。

少子高齢化、人口減少などに伴い地方衰退などの暗い話題が多い今こそ、華やかなイベントが必要である。

西川四季まつり事業の一つとして月山湖花火大会を復活し、ふるさと納税者へも案内しながら、交流人口の拡大を図るべきである。

交通弱者、買い物弱者対策の推進

町営バスの増便や、町営バス運行路線以外の高校生の通学助成など交通弱者対策を推進し、さらには、移動販売車の購入及び維持管理経費助成や貨客混載などの買い物弱者対策を推進し、都市と地方の格差解消を図るべきである。

タケノコ、ワラビ、キノコ、山林などのオーナー制度の推進

これまで整備してきたタケノコ及びワラビの園地、さらにキノコや山林などが今後、耕作者の高齢化や担い手不足などから荒廃の危機に瀕している。それらを維持するためにオーナー制度を整備し、また、寄附金の返礼品の一つとしてオーナーを加え、総合産業化の推進を図るべきである。

新名勝地・花公園の整備

町民スキー場、仁田山放牧場、睦合公園及び弓張平公園等に花公園を整備するなどして新たな名勝地を創出し、誘客の拡大を図るべきである。